

令和4年第2回辰野町議会定例会会議録（18日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和4年3月17日 午後2時00分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	吉澤光雄	2番	松澤千代子
3番	山寺はる美	4番	瀬戸純
5番	矢ヶ崎紀男	6番	津谷彰
7番	池田睦雄	8番	樋口博美
9番	舟橋秀仁	10番	小澤睦美
11番	小林テル子	12番	古村幹夫
13番	向山光	14番	岩田清

5. 会議事項

- 日程第1 議案第13号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第16号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第18号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第19号 辰野町営住宅管理条例及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第24号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第17号 辰野町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第1号 令和4年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、
1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、
7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費
議案第2号 令和4年度辰野町上水道事業会計予算
議案第3号 令和4年度辰野町下水道事業会計予算
議案第8号 令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第8 議案第1号 令和4年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費

- 議案第 4 号 令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計予算
 議案第 5 号 令和 4 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
 議案第 6 号 令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 7 号 令和 4 年度町立辰野病院事業会計予算
 議案第 9 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計予算
 日程第 9 議案第 21 号 令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 17 号）
 日程第 10 議案第 22 号 令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 5 号）
 日程第 11 議案第 23 号 令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 12 請願・陳情についての委員長報告
 日程第 13 追加提出議案の審議について
 議案第 27 号 令和 3 年 8 月 12 日～8 月 15 日発生 8 月豪雨災害復旧事業
 渡戸地区工事請負契約について
 日程第 14 議員提出議案の審議について
 発議第 1 号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治
 体制の早期回復を求める意見書の提出について
 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について
 日程第 15 議会閉会中の委員会の継続審査について
 日程第 16 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	三 浦 秀 治	保健福祉課長	竹 村 智 博
産業振興課長	赤 羽 裕 治	事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	中 村 京 子
こども課長	小 澤 靖 一	生涯学習課長	西 原 功
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 原 高 広
議会事務局庶務係専門員	有 賀 智 美

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番 松 澤 千代子

議席 第 3 番 山 寺 はる美

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、令和 4 年第 2 回定例会、第 18 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。

日程第 1、議案第 13 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 2、議案第 16 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第 3、議案第 18 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第 4、議案第 19 号、辰野町営住宅管理条例及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第 5、議案第 24 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上 5 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。それでは令和 4 年 3 月議会定例会、条例の一部改正についての審査報告をいたします。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託された議案第 13 号、第 16 号、第 18 号、第 19 号、第 24 号の 5 件の審査結果を報告いたします。3 月 9 日及び 3 月 10 日総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、担当課職員に内容の説明を求め質疑を行いました。議案第 13 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、医師の人材確保が難しい情勢をふまえ、近隣自治体病院の給料表を調査したところ、整合性を図る必要があるため給与を引き上げる条例改正です。担当課からは手当を引き上げる等の方法ではなく、本給を上げることにしたと説明を受けました。委員からの質問は「近隣病院として岡谷病院や伊那中央病院と比べ、どの程度差があるのか」について「病院ごと給料が異なり見直しをした」との答弁でした。議案第 16 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、国や県は子育て世代の経済的負担軽減のため健康保険法等の一部を改正し、関連法令の整備

に関する政令公布を受け、地方税法の一部改訂が必要となり、上位法令改正に伴う辰野町国民健康保険税条例の一部改正です。内容は、国民健康保険税の低所得世帯の納税義務者世帯内に6歳以下の未就学時に係わる国民健康保険税の被保険者均等割額を2分の1減額するもの。委員からの質問は「当町の均等割額及び国、県、町の負担割合は」について、「均等割額は一人2万1,000円、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1で14万4,900円」との答弁でした。議案第18号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、辰野町公営住宅等長寿命化計画により、町営住宅町屋敷団地を廃止するにあたり、町営住宅管理条例の一部を改正するものです。内容は、町営住宅管理条例別表から町屋敷団地の記載を削除する。委員からの質問は「町営住宅として建て替えしない理由は」について「地元区から若者を増やしたいと要望が上がり、若者向けの宅地造成をすることとした」との答弁でした。議案第19号、辰野町営住宅管理条例及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、所得税法における寡婦控除の見直し及び公営住宅施行規則の改正等に伴う条例の一部改正であり、公営住宅の現状に合わせた表記に訂正するものです。議案第24号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、4施設の指定期間終了に伴う公募によらない指定であり、4施設とも前回の指定管理者と同じです。選定基準等は、指定管理者の候補者選定指針により、選定委員会で辰野町公の施設の指定管理者の指定に関する条例第5条で行いました。選定理由は令和2年度までの評価で、指定管理料に見合う適正な業務内容や安定した経営状況と判断しました。契約期間は4施設とも令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものです。基本協定書、事業報告、収支報告書、事業計画の提出を求め、事業内容を確認しました。事業内容を確認したところ、健全な経営を行っており評価しました。採決の結果、議案第13号、第16号、18号、第19号、第24号について、特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。以上、総務産業常任委員会に付託された条例審査5件の委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより、議案第13号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第16号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第18号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本案については地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は14名であり、その3分の2は10名であります。なおこの特別多数議決には私議長も表決権を行使するとされていますのでご了承願います。お諮りいたします。本案について原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

○議長

ただいまの起立者数は3分の2以上であり、所定数に達しております。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。次に議案第19号、辰野町営住宅管理条例及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告

のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、辰野町営住宅管理条例及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 24 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 24 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。日程第 6、議案第 17 号、辰野町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長 (津谷)

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第 17 号の審査結果を報告します。3 月 10 日福祉教育常任委員会室において委員全員が出席し、担当課職員に内容説明を求め審査を行いました。議案第 17 号、辰野町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例について、提案理由は国民健康保険事業の健全な運営のために必要な財源に充てる場合に、基金の処分ができるよう条例の一部を改正したいとことです。これまで決算余剰金の 2 分の 1 以上を翌々年度までに積み立てることや、診療報酬の支払いの円滑化のために運用するものでしたが、改正によりまして基金の取り扱いが柔軟になり、例えば保険料を据え置いて財政等に充てる、充当することができるなど、健全な国保運営の財源に必要な時に充てることができるものです。質疑では「国保会計に一般会計から繰り入れをした場合のペナルティは」との質問に対し、「赤字の解消に向けた報告を求められることがある」との答弁でした。福祉教育常任委員会へ付託された条例審査 1 件は採決の結果、委員全員一致にて可決すべきものと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 17 号、辰野町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 17 号、辰野町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。日程第 7、議案第 1 号、令和 4 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費のうち水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費、議案第 2 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計予算、議案第 3 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計予算、議案第 8 号、令和 4 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、以上 4 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長 (池田)

はい。それでは令和 4 年 3 月議会定例会、令和 4 年度予算審査について、本定例会初日、議案第 1 号から議案第 8 号の中で当委員会に付託されました議案について審査結果を報告いたします。3 月 9 日午前 9 時から全員協議室において、総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から、令和 4 年度辰野町一般会計予算のうち、歳入全部について説明を受け質疑を行いました。また同日午前 10 時 40 分及び 3 月 10 日午前 9 時から、総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、担当職員の出席のもと慎重に審査を行いました。さらに 3 月 11 日午前 9 時から 6 箇所現場視察を実施しました。以下その概要を報告します。議案第 1 号、令和 3 年度辰野町一般会計予算の審査結果を報告します。失礼しました。もと、議案第 1 号、令和 4 年度辰野町一般会計予算の審査結果を報告します。歳入についての質疑は 3 月 9 日の合同委員会に全員出席したため省略します。また当委員会で歳入に関しての質疑に特記すべきものはございませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全般について、当委員会では

特に異議はなく全員一致で可決すべきものと決しました。歳出について、総務費は、総務課関連では個人情報保護法整備と自治体 DX 推進を本格的に取り組む、交通安全対策費が増額、危機管理防災事業として災害活動支援チーム TTT の結成と運用経費、住民参加型防災マップ作成が主なものです。質疑では「災害活動支援チーム TTT のスタート時期と人数、構成員について」「新年度から取り掛かる、地区からの選出や知識保有者でなく現場に精通し意欲のある方、年齢は大学生以上」との答弁でした。まちづくり政策課関連では辰野町公共施設等総合管理計画を見直し個別施設計画を策定する。老朽化施設対応や人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に取り組む。また新規事業として県下初となる空き家バンク仲介手数料補助金を創設する。地方創生臨時交付金事業として防災リュックの斡旋をする等の説明を受けました。質疑では、「総合管理計画改訂、個別施設計画策定は、保育園の現計画変更等全て対象か」に対して「総合計画の見直しは行うが、公営住宅等今ある個別計画はできるだけ活かし、個別計画のないものを対象」との答弁でした。また「5年前に10年先を見越した計画を1,500万円かけて改訂する理由は」に対して「総合計画の見直しと個別計画の策定で国の財源を得るため」との答弁でした。農林水産業費は、新規就労に係る次世代人材投資事業や新規事業として給食の地産地消事業を推進する。また地域指導員を中心に森林経営管理制度意向調査を実施し、森林環境譲与税を活用し森林・林業の将来ビジョンを策定。森林への町民理解を深めるため町内産木材で木育推進を行う等の説明を受けました。質疑では「かやぶきの館修繕料について、昨年250万円が今年度予算は600万円となっている。町とかやぶきの館の修理内容は」について「指定管理者の負担は350万円まで、1件50万円以下だが大きなものは町と相談で対応していく。決まったものはないが毎年600万円はかかっており、今年度は厨房のエアコンが突然故障した。予測していないものが多く発生し、その都度対応している」との答弁でした。また、指定管理者が負うべき修理費1件50万円以下について、町が個別の小さな修繕合計をまとめて修繕費として負担していないか疑問。修繕内容と基本協定書を資料として提出してほしい」について、「かやぶきの館の修繕件数と金額は大小問わず日増しに増えている」との答弁で、基本協定書と修繕内容リストの提出を受けました。商工費は、新規事業として地域の持続的発展と中小事業者等の機能活性化のため、下辰野商店街に宿泊施設兼交流スペースとなるトビチホテルを設置する等の説明を受けました。質疑では「トビチホテルについて駅前等既存の宿泊施設があるが競合しないか」について

「既存の施設に客を呼び込むためのハブとなるシステムである。あらゆる施設が内包されているホテルではなく、宿泊以外の食事などの機能を周りに分散させる。今までにないもので競合はしない」との答弁でした。土木費は、令和4年度第6次総合計画前期基本計画の3つの重点テーマの中の、町民と行政が一体となった道路改良を進めるとある。また安全で快適な暮らし続けられる町として、小野地区、下辰野地区に若者向け住宅用地を造成し定住人口の増加を図る。社会資本整備総合交付金事業で町道8号線の歩道拡幅工事、町道14号線の舗装工事、道路メンテナンス事業で中の橋と伊良沢橋の修繕工事を行う等の説明を受けました。質疑では「道路舗装事業で町道舗装工事12箇所の場所と地元負担率は」について「地元負担率15%、各区から出された要望に優先順位をつけて対応している。区要望は1億2,000万円ほどあるが、3,000万円の事業予算でできるだけ平等になるようにしている」との答弁でした。議会費、衛生費のうち水道費、消防費、公債費と予備費は質疑は特にありませんでした。以上、一般会計予算の歳出について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。その他の一般会計予算は特に異議なく全員一致で可決すべきものと決しました。続きまして、議案第2号、令和4年度辰野町上水道事業会計予算の審査結果を報告します。中央水源送水ポンプ更新、兔洞水源導水管布設替え、下辰野横川踏切下配水管改良などで購入費は井出の清水配水池及び羽北水源用地です。簡易水道事業は、浄水施設改良事業で川島地区に膜ろ過装置新設1基と小横川地区に増設1基が大きなものとの説明を受けました。質疑では「現在の漏水調査ですでに漏水箇所はわかっているのか」について「漏水が大きいと思われる場所がある」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第3号、令和4年度辰野町下水道事業会計予算についての審査結果を報告します。マンホールポンプの保守点検、修繕及び中継ポンプ場の機械設備保守となる。また令和3年度に公共下水道へ接続となる農業集落排水処理施設2施設の槽内清掃他の保守工事が主なものとの説明を受けました。質疑は特にございませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。議案第8号、令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算についての審査結果を報告します。運用開始から11年目を迎え予算総額1,462万円となった。今年度は維持管理、運用コストを抑えながら現行システムの更新ではなく、将来のシステム切り替えの準備としてスマートフォンやタブレット等、個人への情報伝達の変化に対応する新しいシステムへ移行を検討するとの

説明を受けました。質疑では「システムの運用はいつまでか、新規加入者負担金は」に対して、「2026年3月末にサービスが終了するため、FOMA終了に合わせ新システムに移行検討。残り5年以内のため新規加入者負担金1万円は求めない」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。総務産業常任委員会に付託された、令和4年度予算審査に関する6議案の審査結果は以上のとおりです。全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます。なお本委員会審査において、要望事項4件が出されましたので町長要望として提出いたしました。

1. 公共施設等総合管理計画改訂・個別施設計画の策定が行われる中、指定管理施設を中心にあり方を見直す機会と捉え、今後増加が想定される維持補修費を少しでも抑制でき健全な運営が行われるように計画の策定を要望いたします。2. 高齢化社会を見据え、ドアツードアを基本としたデマンドタクシーを検討する中で、町民に寄り添った公共交通手段の実現を要望いたします。3. 各区より要望の多い町道の修繕等、社会インフラ整備の実現に向けて町の更なる努力を望みます。4. 新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢不安等により、町民・事業者の生命、生活、営業等を守る更なる支援を講ずることを要望します。以上、要望事項4件であります。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

○吉 澤 (1 番)

令和4年度一般会計予算書108ページ、農林水産業費、0655事業、いわゆるかやぶきの館の事業の委託料と需用費について審議内容に質問します。まず12の委託料ですが、指定管理料が2,030万円計上されていますが、基本協定で定められた令和4年度の指定管理料は1,965万円となっています。この違いについて審議されたでしょうか。その確認した内容をご報告いただきたいと思います。2点目、10節需用費、修繕料600万円の予算計上についてです。委員長報告にも若干ありましたが、修繕についてはかやぶきの館の基本協定書第15条では、経年劣化による町の設備等の修理・修繕や指定管理者の発意による施設設備等外構の改良、維持補修については、管理業者の費用と責任において実施するというふうに定められています。総務委員会から提供を受けましたこの600万円の修繕予算の内訳表を見ますと、業者負担の範囲ではないのかと思われる修繕項目が何項目かあるように見受けられます。そこで質問です。委員会では600万円の修繕予算の内容について町から説明を受けたのでしょうか。審議

はどのようにされてその結果はどうだったのでしょうか。以上、2点質問します。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。ただいまの質問ですけど、まず最初に108ページの委託料についてですけども、これは1,965万円の管理費に浴室の配管の修理費65万円がプラスされてるという説明を受けました。二つ目の質問ですが、需用費について修繕料ですが委員会の中では資料の提出を求めました。その資料提出を求める間に色々委員会の中で町サイドから説明を聞きました。資料が出る前ですね。その説明の中で非常に多くの修理内容が多発してるというような話をしっかり伺いまして、資料そのものはあとから確認したんですけども、資料を見ましても個別的な内容は詳細にはありませんけれども、大きな枠組みの中では規定の料金、指定料の中に入っているという判断ができたということで、資料の前に今言いましたけれども委員会では話を聞きました。以上です。

○吉澤（1番）

今、ご答弁いただいた委託料の所ですいません。もう一度浴室の配管の修繕費というふうに答弁があったかと思うんですけど、修繕費だと10節の需用費の修繕料に計上すべき予算かと思えます。その点間違いないかということと、私は清掃費というふうにお聞きしています。もし清掃費ということになりますと、これもかやぶきの館の指定管理者仕様書の6ページには、管理者が行う業務として給配水設備（配水管等の清掃管理）というのを上げているわけです。ですからもし修繕費であれば計上する節が違うのではないかと思いますし、清掃費であれば業者が行う清掃管理業務の中に入るのではないかという疑問がありますが、その点については町からの説明あるいは委員会の審議はされたのでしょうか。

○総務産業常任委員会（池田）

修繕費、ちょっと私すいません。浴室の配管を布設するということで修繕とは違うと思います。その金額の件については65万ということなのでいいのではないのかなというふうに思いますが。

○議 長

そのほかございませんか。

○小 澤（10番）

今と同じ項目の中で、今、吉澤議員からも修繕料、委託料というような話もあったわけですけど、私は具体的にこの指定管理を委員会の中でやめた方がいいのではな

いかというような趣旨の発言の質疑というものがあつたかどうかお伺いしたいと思います。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。委員会の中では、特にやめた方がいいんじゃないかというような意見はございませんでした。以上です。先ほどの吉澤議員のところで修繕と言いましたが配管の洗浄ということで、ちょっと訂正させてください。

○議 長

はい。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。日程第8、議案第1号、令和4年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費、議案第4号、令和4年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第5号、令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第6号、令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号、令和4年度辰野町町立辰野病院事業会計予算、議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計予算、以上6議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長 津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

本定例会初日に当委員会に付託されました令和4年度予算に関する議案第1号、歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除きます）、10. 教育費及び議案4号、5号、6号、7号、9号についての審査状況を報告いたします。3月9日午前10時40分及び3月10日午前9時から福祉教育常任委員会室において、委員全員出席し担当職員出席のもと慎重に審査を行い、3月11日は午前9時から3箇所について現場審査を実施しました。以下その概要を報告いたします。議案第1号、令和4年度辰野町一般会計予算歳出のうち民生費について報告します。社会福祉総務費では新規事業の生活困窮者就労支援事業について「委託先の社協の体制はとれているのか」との質問に対し「この事業の専属に社協で1名の確保ができています」との答弁でした。保健福祉管理事務では保健福祉センターぬくもりの里の空調設備改修内容は、空調器械設備、電気設備の改修、既存の空調機器の他撤収などの工事を行うもので、「工事請負費の空調設備改修補助率は」との質問に対し「8,345万7,000円の工事費で7,380万円が地方交付税対象、

その70%の5,166万円が措置される」との答弁がありました。この事業に対しては現場審査をしました。老人福祉費では、老人福祉センター雨漏り対策工事に関して「修繕を繰り返しているが、ぬくもりの里への後利用の検討を進めては」との要望が出されました。児童福祉総務費では「ファミリーサポート事業の制度をもっと周知してほしい」との要望が出されました。保育園運営費では「防犯カメラ設置工事の内容は」との質問に対し「防犯対策として、中央、羽北に3基、新町に2基を入り口付近に設置する」との答弁でした。次に衛生費について報告します。環境衛生費の新規事業、辰野町地球温暖化防止実行計画については、公共施設を主とする事務事業編と町全体を対象とする区域施策編を策定するとの説明がありました。「計画のアウトラインは」との質問に対し「事務事業編では、現状のエネルギー利用実績を拾い出し、削減目標を示して今後の対策を検討していく。区域施策編では2年計画で基礎調査と企業などへ働きかけをして調査やワークショップを重ねていく」との答弁でした。診療所費では「辰野病院への繰出金4億円に対して、国からの財政措置はいくらか」との質問に対し「繰出金については、国が示す基準内である地方交付税として2億2,073万4,000円を見込んでいる」との答弁でした。健康増進事業費では「保健補導員のこれまでの活動を評価しつつ、今後のあり方を検討してほしい」との要望が出されました。次に教育費について報告します。小学校給食費ではスチームコンベクションについての質問に対し「献立の幅を広げるとともにおいしい給食を提供できる。調理員の負担軽減を図るため新規事業として町内保育園に購入し、また西小学校にはレンタルとして導入するもの」との答弁でした。教育委員会費では、ホームページ保守委託料について「町のホームページから学校ホームページへのリンクをわかりやすく、学校ホームページの内容も整理して見やすいものに」との要望が出されました。美術館管理運営事務費では、「休館中の業務は」との質問に対し「直前までの展覧会の撤収作業、ひな人形展の準備、工事、樹木の剪定など施設管理の対応をしている」との答弁でした。「美術館イベントの広報に町の公式LINEの活用を」との要望が出されました。工事請負費の美術館2階の展示ケース内天井改修工事について現場審査をしました。文化財保護費では天然記念物再生事業について「特定外来植物の処分は指定区域の周辺も行うのか」との質問に対して「友の会の作業人数にも限りがあり指定区内の抜き取り作業を中心として、周辺においては種子による増殖を避けるため花が咲く前に刈り取る最低限の作業をしている。将来的には抜き取ることも必要」との答弁でした。天然記念物再

生事業については委員会により現場審査をしました。「わかたけ会館の現状は」との質問に対し、「実質的に使用されていない。ICT 機器の管理に使用している。今後の使用方法を検討していく」との答弁でした。スポーツ公園管理費では、パークセンターふれあい受変電設備更新工事について「周辺住民への影響が大きい。荒神山一带の中で他の施設で受変電設備のチェックを必要とする場所は」との質問に「美術館は交換済」との答弁でした。後日確認では、湯にいくセンターがまだでした。「荒神山スポーツ公園の災害を未然に防ぐための点検や、ランドデザインの今後の進み方は」との質問に対し「まずは排水を主とする道路の設備が優先ではないか。公園の維持管理を所管としているため利用者の声を集約し、いかに利用者を増やすのか関係部局と連携して町一体となって取り組む」との答弁でした。「今ある施設を活かし、利用者の声を積極的に集めて両部局で定期的に協議をしてほしい」との要望が出されました。荒神山スポーツ公園については別途町長要望を提出いたしました。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託されました令和 4 年度一般会計予算は、特に異議はなく全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第 4 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計予算についてであります。令和 3 年度に後期高齢者医療保険加入者が国民健康保険加入者と逆転をしてきた。その要因として少子化や団塊の世代の後期高齢者への移行などが大きなものとなっている。令和 4 年度予算総額は 20 億 2,169 万円、前年度比 1,801 万 7,000 円の減額となりました。質疑では「国保会計から見るジェネリック医薬品の普及の効果は」との質問に対し「130 通の通知をした。通知後に使用率が上がるので、通知をすることに意味はある」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第 5 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。予算総額は 593 万 9,000 円、マイナンバーカードの保険証利用に対応するため設備を整備を行うため、前年度比 94 万 2,000 円の増額となりました。特筆すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第 6 号、令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計についてであります。予算内容は保険料と、保険料を財源とする給付金、保険基盤安定制度など負担金が主なもので、予算総額は 3 億 1,306 万 2,000 円、前年度比 94 万 8,000 円の減額となりました。令和 4 年度は 10 月から一定以上の所得がある方の窓口 2 割負担が導入される、高齢者にとっては負担増となる制度改正となる、負担能力に応じた負担が必要であることを丁寧に周知、説明して理解を求めるといことです。「辰野町の

2割負担対象者数は」との質問に対し「現在1割負担が96%だが、制度改正後は1割負担が82%、2割負担は14%の580人になる」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第7号、辰野町令和4年度町立辰野病院事業会計予算についてであります。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ワクチン接種も町と一体となって行っており順調に進んでいる。発熱外来の検査体制も充実を図り町立病院として住民のためになるよう努めるという説明がありました。また地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画し、医療と介護の連携を図っていく。収益的収入は総額22億2,748万2,000円で前年度比4.5%、9,245万8,000円の増額とした。医業収益は前年度比7.2%、1億2,276万1,000円の増額として、入院収益、外来収益ともに増額と見込んだ。一般会計繰入金の減額により医業外収益は8,338万4,000円の減額となった。収益的支出は総額23億411万9,000円で前年度比3.1%、6,954万2,000円の増額となった。資本的収入は企業債のみで8,000万円で資本的支出は高額な医療備品の買い替えに伴い、2億1,518万4,000円で前年度比31.1%、5,101万2,000円の増額となった。収支不足額の1億3,518万4,000円は損益勘定留保資金で補填をする。一般会計からの繰入金は総額4億円で、前年度より5,000万円の減額となった。質疑では「訪問看護、居宅介護支援事業に力を入れていくが収益を上げていく方向性は」との質問に対し「事業単体で求めるには厳しいが、全体に波及する効果はある」また「居宅介護支援事業の増加は」との質問に対し「現在主任ケアマネ1名のため受け持ち上限いっぱい新たな受け入れができない。ケアマネの資格がある職員を充てるなどで新たな利用者を増やし、医療と介護をつなげていきたい」との答弁でした。このことに関しては別途町長要望を提出いたしました。「新しい取り組みは」との質問に対し「健診チームを立ち上げた。受け入れ環境を整えて新規利用者を企業回りするなどして増やしていく」との答弁でした。また「経営改善された成果を病院だよりなどで見える化をして町民に周知しては」との要望が出ました。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。最後に議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計予算についてであります。予算総額は22億1,568万6,000円で前年度比8,919万9,000円の増額となりました。歳入は第1号被保険者の保険料、4億2,586万6,000円、国県支出金5億807万1,000円、支払基金交付金5億7,196万4,000円及び繰入金3億8,420万5,000円が主なものです。歳出のうち総務費は地域包括支援センターの職員の人件費、介護認定調査費などが主なもので、保健給付費は審査支払手数

料、高額介護サービス費などで20億6,737万3,000円となった。地域支援事業費に1億302万3,000円を計上して、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症総合支援事業、家族介護支援事業などを実施する。質疑では「介護予防・生活支援サービス事業の高額介護予防サービス費相当事業とは」との質問に対し「負担限度額を超えた時に負担する」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。福祉教育常任委員会に付託されました、令和4年度予算審議に関する議案の審査結果は以上のとおりであります。なお今回の委員会審査におきまして要望事項が出されましたので、併せて2件を町長要望として提出いたしました。これまで福祉教育常任委員会が要望してきました地域包括ケアシステムの深化・構築において、生活支援など一歩前進している事業があることに対しては一定の評価をしました。地域包括ケアシステムの構築において、アフターコロナを見据え、福祉・保健・医療・介護事業を縮小することなく、また、医療と介護の連携の更なる事業推進を求め、辰野病院の居宅介護支援事業を含めた在宅療養支援の充実を要望いたします。次に荒神山スポーツ公園は辰野町の価値あるランドマークである場所という認識のもと、施設の老朽化に伴う修繕や災害に備えた防災措置や環境設備は、将来計画に基づいた現施設への投資を考える必要があると考えられることから、あり方について将来ビジョンやグランドデザインを明確にした事業の推進を要望いたします。以上をもちまして委員長報告いたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいまの審査結果報告の中に要望事項等がございましたので、町長より答弁を求めます。

○町長

ただ今、両委員会より要望事項がございましたので、それぞれお答えさせていただきます。はじめに総務産業常任委員会から提出された要望事項にお答えします。1点目、公共施設総合管理計画は公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統合・廃止などの方針や行政組織全体の取り組み体制等について定めるものであります。個別施設計画の整備等を通じ、今後増加が想定される維持管理、更新等に係る経費を把握し、優先順

位や整備方針の検討を進めることでトータルコストの縮減、平準化を図るとともに指定管理者等と協力してそれぞれの施設に応じた健全な管理運営を行ってまいります。2点目、地域公共交通は町民生活を支える大切な社会基盤であり、その環境を整えることは喫緊の課題と考えております。特に高齢化社会を迎えた今日、デマンドタクシーの仕組みを再構築する意義は大きく、移動や時間的な制約をなくし利便性を向上することで高齢者の外出機会の促進が期待されます。社会とともに変化する住民要望に対し安心して日常生活を送ることができるように、利便性の高い公共交通の構築と実現を目指してまいります。3点目、道路等の社会インフラ整備について現在実施している箇所の早期完了と、新たな箇所の事業採択に向けて国、県へ要望してまいります。各区からの要望箇所については、区役員の皆さんを始めとする関係者と相談をし、優先順位なども付けながら効率的に対応を行ってまいります。4点目、新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、国の地方創生臨時交付金等を活用し感染拡大防止対策の徹底とともに、雇用の維持と事業継続、経済活動の回復、新たな経済構造の構築について取り組んでおります。ウクライナ情勢による影響等についても今後の状況を注視しながら、住民の暮らしと地域経済を守るための必要な措置を、随時講じていきたいと考えております。続きまして福祉教育常任委員会から提出された要望事項にお答えします。1点目、安心して在宅療養ができるように辰野病院における訪問看護や訪問リハビリ、また昨年9月に開設しました辰野町居宅介護支援事業所の体制を充実させ支援してまいります。更には辰野病院と保健福祉課が連携し、医療と介護、病院と在宅の橋渡しを担ってまいりたいと思います。2点目、荒神山スポーツ公園は平成24年度に策定した荒神山スポーツ公園基本構想と、平成28年に策定した基本計画で今後の整備方針を定めています。この構想、計画に基づき施設の立地、特色を活かし魅力アップと連携を図ることで年齢や障がいの有無にかかわらず多くの人々が安心して利用でき、心身の健康づくりや自然・文化にふれあい学べる場、いざというときの防災拠点など多様な機能を持つ公園づくりを進めてまいります。以上でございます。

○議 長

次に委員長報告の行われました、日程第7、議案第1号から日程第8、議案第9号までについて一括して討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (1番)

議案第1号、令和4年度辰野町一般会計予算に賛成する立場で、1点要望、意見を述

べさせていただきます。指定管理施設の施設設備の保守・点検・修繕・改良の費用負担の基準についてです。委員長報告への質疑でもふれましたけども、これについては管理者の仕様書、基本協定書のほかに議会質疑での町側答弁など基準とすべき文書が定められております。実際の運用にあたっては業者が負担とするのか、町負担で行わざるを得ないのか判断を求められることも多いかもしれないと思います。しかしこの運用が施設や担当者によって異なったり、また年によって異なることは公平性の確保と住民への説明責任を果たすという点でも避けなければならないと考えます。よって指定管理施設の施設設備の保守点検、修繕、改良の費用負担基準について仕様書や協定書、答弁に照らして、点検をいただき結果を議会に報告していただきたいと思います。そして規定に沿った運用になるようにしていただきたいと思います。万一協定の文書の修正等が必要になった場合には議会に説明をし、手続きをふんでそういうことを進めていただくよう要望し賛成の討論とさせていただきます。

○議長

そのほかありませんか。

(議場 なし)

議長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに議案第1号、令和4年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号、令和4年度辰野町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第2号、令和4年度辰野町上水道事業会計予算、議案第3号、令和4年度辰野町下水道事業会計予算、議案第4号、令和4年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第5号、令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第6号、令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号、令和4年度町立辰野病院事業会計予算、議案第8号、令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計予算、以上8議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対す

る各委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号から議案第 9 号につきましては委員長報告のとおり可決されました。日程第 9、議案第 21 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 17 号)を議題といたします。

○吉 澤 (1 番)

予算の修正の動議を提出いたします。

○議 長

賛成者おられますか。

(賛成 1 名)

○議 長

はい。賛成者おられますので、ただいまの動議は賛成の議員挙手願いましたので、ただいま吉澤議員から議案第 21 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 17 号)の修正動議が提出されました。地方自治法第 115 条の 3 及び辰野町議会会議規則第 16 条の規定による賛成者がありますので、議案第 21 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 17 号)の修正動議は成立しております。ここで暫時休憩をいたします。修正案を配布してください。

(修正議案 配布)

○議 長

ここで提出者、吉澤光雄議員から修正案の提案理由の説明を求めます。

○吉 澤 (1 番)

予算修正動議の内容は、令和 3 年度一般会計補正予算(第 17 号)の歳出のうち、パークホテル及び通称かやぶきの館に係わる、本年度の赤字補填額に相当する指定管理料の増額と指定管理者事業継続支援金の部分、それから湯にいくセンター、フューチャーセンターそれからしだれ栗の 3 施設の指定管理者に対する指定管理業務の継続支援金合わせて 7,100 万何がしの支出を減額し、これの財源となる地方交付税と地方創生臨時交付金を同額 7,100 何がし減額する提案でございます。提案理由の説明を行います。両施設の赤字補填につきましては、昨年度それから今年度の 9 月に提案があり

私たちは賛成してきております。両施設とも重要な役割を果たしており大切な役割を果たしてる、一定の応援は必要だろうということで賛成はしてきました。しかし今年も全額赤字補填を続けるということはいかがなものか、金額も非常に多いということで考えまして、町民の皆様から可能な範囲でご意見も伺い熟慮し悩みましたけれども、ここで一旦立ち止まって再検討することが必要ではないかと考えまして、この部分の予算の削除を求めた次第です。具体的な理由の第1は不公平を更に拡大することになるということです。本補正予算にコロナで影響を受けた事業者に1社20万円の支援をするという予算が出されていますけれども、このパークとかやぶきの指定管理者への支援は数千万円になります。昨年度分から加えれば1億円になる追加支援になる業者もあります。あまりに不公平という声は町民の中に多く、この点再検討が必要ではないかと思えます。「コロナでみんな涙を流している」と「どうして2施設だけなのか」と「私たちの会社も赤字になったら補填してくれるのか」「コロナや原油高騰で暮らしが苦しい、私たちは支援してくれないのか」そういう声に照らして不公平の拡大になる点は再検討が必要だと思えます。2点目は赤字補填を続けることは業者の経営管理責任を曖昧にして、町の財政負担に歯止めが利かなくなるという点での理由でなります。「これでは町の直営と変わらない、業者に任せている意味がないじゃあないか」という声や「8,000万とはえらいことですね、町の財政は大丈夫なの」などの意見を聞きます。指定管理という性格からしてもですね、経営と管理の責任は業者が負い町は指導責任を負うわけで、これの全額赤字補填を進め続けるということはこの点を曖昧にし、業者には経営に対する緊張感を欠くようなニュアンスになってしまうのではないかと。実際に1箇月の宿泊見込みが5人とか15人しかない月でも、営業は続けられて赤字が増えております。そういう点でけじめをつけ財政負担に歯止めをかけるという意味で、今回の予算執行は見送るべきだと考えるわけです。3点目のこれが最大の理由なんですけれども、多くの町民に説明がされておらず、また議会としても調査・検討すべき事項がいろいろとあるのではないかとということです。「知らなかった」と「知れば黙っていないと思う」という声とかいろんな心配が出ております。赤字の全額補填という非常措置ですね、しかも毎年8,000万程度の予算と使っていくと、こういう施策をやるにあたっては、やはり改めて住民に十分な説明をする必要があるのではないかと。また議会としても議会に約束されたことが守られているのか、それが現状と照らしてどうなのか等々、調査・研究して検討していく必要があるかと思いま

す。以上、3点理由を申し上げました。私はパークホテルやかやぶきの館をつぶせと言っているわけではありません。観光や雇用などの面で役割を果たしており、住民福祉のためにも貴重な役割を果たしている大事な施設だと思います。1社は大事な地元の企業でありますし、もう1社も町と縁がある優良な大事な企業だと思います。だからこそですねこれらの施設を維持するためにも、私たちはですから今までも賛成してきましたが、経営努力を業者の経営努力を受け止めるためにも、もう一度住民に説明をし色々検討していくという点、これしか方法がないかという点で検討するが必要ではないかと、そしてほかの方法が考えられないかということもぜひ町が再検討していただきたい、我々も再検討するべきじゃあないかという立場で予算の修正を求めるわけです。なお最後に町民の方から聞いたお声の中で一番多いのは、「何しろコロナと物価高で本当に苦しいんだ」と、「こういう予算があるならまず私たちにぜひ支援を強めてほしい」という声がありますので、その辺の予算措置はぜひ進めていただきたいということと、これらの施設が来年、再来年と指定期間の終了を迎えます。これを見据えて今後の管理の在り方について町が主導して抜本的に検討して情報等も提供して議会、町民とともに一緒に考えていくという取り組みを求めたいと思います。なお、湯にいくセンター、フューチャーセンター、しだれ栗施設についても指定管理者の一部への特別な支援の追加ですので、これについても再検討が必要と考え削除の提案をするものです。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長

はい。はじめに修正案の質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

次に、原案に対する質疑を行います。

○瀬戸(4番)

すいません。26ページの商工業費、先ほどからもありますが、第6波の対応事業者支援金町内事業者20万円ということで少し説明があったと思いますが、すいませんこの事業者なんですけれども、以前からあった事業と同じ事業者なのかまた新しくどのような事業者が対象になるのか、事業者の対象範囲を教えてくださいと思います。

○事業者緊急支援担当課長

はい。お答えいたします。事業者の対象ということですが、今までの何回か行った

支援事業については陳情ですとか、あと業界の聞き取りで非常にひどく影響を受けているところを中心に行ってきたということで、主には飲食店ですとかそういうところに行っていきました。今回の新しい事業については中小事業者そしてまた一般の個人事業者、すべてが対象となってまいります。ただ前回の質問でもお答えをしているように、国の事業者復活支援金これが本年の1月末から5月末まで募集をしております。中小企業者そしてまた個人事業者というそれぞれの事業形態によって、補助額だとかそういったものは変わってきているんですけど、基本的にはコロナ前とそしてコロナ時と比較して30%以上の損害があれば損害といいますか、赤字があればこの事業復活支援金を受けることができるという制度でございます。この制度を活用して申請された事業者、これについてすべての事業者を対象としてまいりますので、そういった意味では今までは一定の事業者とかそういった形で特定してまいりましたが、今回は更に広く損害等を受けた赤字等になった事業者に対して対応していくという支援金でございます。

○瀬戸（4番）

すいません。確認をさせてください。今復活支援金を申請して受けることができた事業者が対象ということでよろしいでしょうか。

○事業者緊急支援担当課長

そのとおりでございます。

○議長

はい。議案に対する質疑、そのほかございませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。はじめに修正案の討論を行いたいと思います。修正案に対する反対討論はありませんか。

○向山（13番）

私はただいま提出されました修正案に反対し、上程されている原案に賛成する立場で討論に参加します。この修正案はパークホテル、かやぶきの館を中心とするふる里農村公園の指定管理者へ支払う指定管理料としてそれぞれ2,400万円、2,146万3,000円を追加し、そのほか事業継続支援金として2,600万円、合計7,146万3,000円を歳出に計上した部分と、これに対する歳入の国庫補助金と国からの地方交付税合計7,146

万3,000円これを削除するというものであります。まず指定管理制度について改めて述べたいと思います。指定管理は業務の委託のような契約ではないということ、行政用語としては管理運営を許可する行政行為であるとされています。例えば町民会館の学習室の使用を許可するのと同じことだということでもあります。そして施設の設置目的をより効果的に発揮するというのを考えた場合に、町は直接管理運営をせず第三者に指定管理をさせるというのが指定管理制度の趣旨であります。この間パークホテルは地域住民及び観光客の利用に供することにより、住民の福祉向上と健康管理及び観光振興に資することを目的とし建設され、ふる里農村公園かやぶきの館にはこれに農村の活性化が加わる、これが吉澤議員の一般質問への町からの答弁でした。このような目的のもとにその目的を達成するために、当初はパークホテルについては町開発公社が、かやぶきの館については町が直接管理運営をしていましたが、その設置目的をより効果的に発揮するためということで、途中から指定管理制度が導入されました。それまでのように町の職員が業務に従事するのではなく、このような施設についてより経営的なノウハウや接客スキルをもった業者に管理運営させた方が、より設置目的を達成することが期待できるということで、指定管理制度への移行であったと理解しています。指定管理への移行は間違いではなかったということが、この間の経過で明らかであったと思います。町から何人も派遣されていた職員の人件費はかからなくなっていますし、町からの経営資金の導入も以前に比べて大きく減っているのは現状であると承知しています。そんな中でのコロナウイルス感染症の感染拡大という、やむを得ない事情によって営業を休んだり縮小したりせざるを得なくなり、利用者の激減となり経営の悪化となっていると思います。まん延防止等重点措置の対象となるなどの事も含めて、まさに災害・天災だという指摘もあります。コロナ禍での地元の事業者のご苦勞については本当に大変なものであり、私も涙ながらに訴えられたこともあります。それらの皆さんへの支援はこれまでもこれからも検討されていくことが求められていると考えます。一方で今回の補正予算について吉澤議員の一般質問に対して、町では赤字補填というよりも減収分を指定管理料の変更として合意したものと答弁しています。昨年度もまた今年度も既にこのような理解のもとに、議会もこれまでの補正に賛同してきたものと思っています。今回の補正予算において計上されたもの、つまり指定管理者との合意に基づくそれぞれの支出について削減するという事は、町と指定管理者との合意を否定するものです。もちろん議会は町から提出された議案

をチェックし、必要であれば時には修正したり否決したりすることもしなければなりません。しかし今回の補正予算の基本的な考え方については、先ほど私が申し上げたとおり議会もこれまで認めてきたものであります。これを否定するとなるとそこから生ずる様々な課題について議会も責任を負うべきものとなると考えます。例えば今回の指定管理料の合意した追加等をしないことによって、経営が悪化しそれぞれの施設の運営が立ち行かなくなるとき、その責任は町に問われる可能性もあります。また管理ができなくなった場合温泉などの給水配水管の維持も困難になり、そのリスクは大変なものであることは容易に想像ができます。何よりも施設が利用できなくなることによるデメリットを被るのは住民の皆さんです。またいったん合意し支援してきた指定管理について町が合意を取り消すということは、対する指定管理者のみならず全国の指定管理を検討している事業者に対して、辰野町はこの施設を本気で活用しよう、残していこうという気があるのかという疑問を生じさせかねません。パークホテルの指定管理者が大きな利益を得ているから、補填が容易ではないかというようなことではなく、指定管理者のやる気に対して町の本気度が問われているということだと思います。つぶせと言っているわけではないという先ほどの趣旨説明でありましたけれども、それではなぜこの支援の補正予算を反対するのか理解に苦しむ部分があります。赤字全額補填と強調されましたが、そういう性格のものではないということはこの間町からも再三説明がされています。まとめたいと思います。施設設置者としての町の責任の分担を果たしていくということから、両施設への支出に関する補正予算案原案に賛成し、修正案に反対することを再度申し上げて私の討論とします。

○議 長

次に賛成討論ありませんか。

○瀬 戸 (4 番)

私は修正案に対して賛成の立場で討論をいたします。コロナ感染症拡大と収束の見通しが立たないまま2年が経過しました。町民の生活や事業者、企業の経営も本当に大変、死活問題だと言われています。民間事業者の皆さん、やり繰りしてどうにか踏ん張って乗り越えています。飲食店の方からは「もう限界かもしれない」そんな悲痛の声もお聞きする中で、今回の指定管理者への減収分の全額補填は、民間企業や事業者は自力で頑張っている中で、指定管理施設が町民の福利厚生的な面を持ち合わせているとしても、2年続けての減収分の全額補填は不公平を拡大するとともに、今後も町

の財政負担の歯止めがなくなる恐れがあると考えます。また5施設管理者への事業継続支援金についても経営チェック、民間事業者との公平性の観点から再検討が必要だと私は考えます。再度の経営チェックを行い再検討することを求めます。よって趣旨説明のとおり本修正案に賛成するものです。

○議長

次に反対討論ありますか。

○小澤（10番）

反対の立場で討論させていただきます。先ほど指定管理者制度について詳しく向山議員の方から説明ありましたので、その分は省かさせていただきますけれど、平成30年の12月の議会におきまして、当時の根橋俊夫議員が賛成討論の中で、この指定管理制度というのは委託契約ではなく指定という形で、町の、町長の協定による行政処分であり、あくまで協定で、つまり町がやはり相当管理運営に対して責任を持って、そういった権限を利用した形で、管理を代行指定でお任せしているに過ぎないという制度である。従って町も関与を強めていくために経営改善計画等考える必要もあるだろうとの指摘、また議会も経営が改善できるよう無関心ではいられない課題であるということも指摘しております。この点については先ほど令和4年度の一般会計の賛成するという立場で吉澤議員も言っていたんですが、経営改善とかそれらを含めて検討すべきではないかというようには私も思います。その中で今回町からの第17号補正予算要望につきましては、協定により年度ごとの計画的に決められた指定管理料によりまして、この施設を適正かつ円滑に管理運営する努力をしていると今までも思っております。このことは日本だけでなく世界中が企業経営に四苦八苦しているために、その中でコロナがなければ多分このような状態にはならなかったと思うんですけど、今回はそのために日本中の宿泊業務等も非常に困難をしているってことは、マスコミなんかでも知っているとおりです。そのためにその努力として施設としては赤字を少しでも減らすために、社員の出勤時間調整による人件費の節約、また作業効率による水道光熱費の高騰への対応等、努力しているというように聞いております。しかしながら肝心の宿泊客また会食客などをもてなすための営業ができない、それが一番のネックになりまして、今回補正は施設をこれからも維持管理するため、指定管理料の補正予算額の要望がなされたことと思っております。例えばふる里農村公園について言いますと、この施設は農業構造改善事業により設置されたものでありまして、目的として

は農業の振興と密接に絡んだ施設であり単なるホテルではありません。従ってその面での事業の展開ということも非常に大きな課題であるわけですが、この議会におきましても何人かの議員が食の安全面また地産地消、農地の保全面からも質疑応答があり、私は農業に対する関心が深まっているのではないかなというように思っております。このように農業の振興と密接に絡んだ施設に対し、短絡的にコロナ禍による今年度だけの経営状態を見て、先ほどは昨年度もという話もありましたけれど昨年度からコロナ続いております。それらを見て委託料の増額を認めないということになりますと、施設の存続が危機にさらされることになるのではないかとこのように思います。この施設の指定管理議決した5年前それから3年前に町の方針を了承し、議決した議会の同意を得て経営に取り組み、残りの期間におそらく経営回復に繋げようという指定管理者の希望さえもふみにじることになりかねません。また、たつのパークホテルにしてもコロナ禍がなければ補正要望がなかったのではと思います。特にたつのパークホテルにつきましては、1期目の指定管理の時に普通は儲かっても町の方に入れなくてもいいという協定だったみたいですが、それにも関わらず町の方に利益分を納入していただいたというような経過も聞いております。この二つの現在雇用されている従業員につきましては、たつのパークホテルは47名、うち町内の人は12名、ふる里農村公園は25名の方が雇用されているというように聞いております。もし今回町からの補正予算が否決された場合、両施設とも経営が成り立たなくなると思います。そうなれば両施設合わせて72名の従業員を失業させることにもなります。この修正議案がもし可決された場合、私たち議員、議会が従業員を失業させることにもなります。本来は町民が安心して生活できるよう取り組むべき我々議員が、町民の生活を奪っていいはずはありません。3年前、指定管理の議案に賛成した向山議員の言葉ですが、先ほども言われましたが「私たち議員が議決するそれぞれの議案において、その議決の重みを深く自覚しながら本議案に対する賛成意見とします」という言葉を思い起こしました。従ってこの修正議案には反対させていただきます。また今回修正議案の委託料削除、これはほとんど先ほどの二つの施設の方だと思っておりますけれど、このような行為は金融機関が1990年代後半に行った企業や個人への融資に消極的になり、融資を絞り込んだため多くの企業が破綻に追い込まれ、社会問題となった貸渋り行為と類似していると思います。また経済産業省も今回の新型コロナウイルス感染症の受けている事業者の資金需要に迅速に対応できるよう、いくつかの要請をしている中に

貸し渋り、貸しはがしを行わないことはもちろんのこと、そのような誤解が生じることのないよう引き続き事業者の立場に立って、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこととの要請もあります。このことから修正議案に反対です。以上、反対討論といたします。

○議長

ほかに討論ございますか。

(議場 なし)

○議長

次に原案の討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決いたします。修正案がありますので、起立により採決いたします。はじめに議案第21号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第17号)の修正案について、修正案についてを採決いたします。お諮りいたします。この修正案に賛成の議員は起立願います。

(起立 2名)

○議長

起立少数であります。よって議案第21号の修正案は否決されました。次に原案についてを採決いたします。お諮りいたします。原案に賛成の議員は起立願います。

(起立 11名)

○議長

起立多数であります。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第10、議案第22号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第22号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 22 号、令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり可決されました。日程第 11、議案第 23 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 23 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 23 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は 15 時 55 分、3 時 55 分といたしますので時間までにご参集ください。

休憩開始 15 時 42 分

再開時間 15 時 55 分

○議長

再開いたします。日程第 12、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会への付託となりました、陳情第 1 号、森友改ざん問題、国会で真相究明を、請願第 2 号、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願、以上 2 件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。それでは陳情及び請願について、本定例会初日に当委員会に付託されました陳情第 1 号及び請願第 2 号の 2 件の審査結果を報告いたします。3 月 10 日午後 3 時 10 分から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。陳情第 1 号、森友改ざん問題、国会で真相究明を、

提出者は矢澤親男氏。趣旨は学校法人森友学園にまつわる国土交通省の一連の公文書改ざんや廃棄の問題は民主主義の根幹を揺るがす大事件です。その真相の解明と責任追及をする必要があります。森友学園に国有地を売却するにあたり、公文書改ざんを強要され、自ら命を絶った財務省近畿財務局職員、赤城俊夫さんの妻雅子さんが起こした裁判は、実質的な審理に入らないまま結審しました。行政を監視する国は、その責任を果たさなければならずその真相を正すべきであり、森友改ざん問題を国会で真相究明するよう、辰野町議会として意見書を提出することを陳情するものです。審査における主な意見として、非常に許しがたい事件ではあるが、国が認諾しすでに結審しているこのこれ以降は司法の場で進められるので意見書提出には反対。国の組織的な犯罪なので、国会にて真相を究明すべきであり意見書提出に賛成である。既に結審し国が認諾している以上、辰野町レベルで話すことではなくなったため意見書提出は反対である等の意見が出されました。採決した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。請願第2号、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願、提出者はミャンマー民主化を支援する信州の会、代表若麻績敏隆氏、紹介議員向山光氏。紹介議員の向山光氏には本委員会審査に同席を求め説明をお願いしました。趣旨は、ミャンマー国軍のクーデター発生から1年が過ぎ、未だ国軍の暴力をとどめる有効な手立てを見いだせないままとなっている。ミャンマー国民は焦燥感と絶望感にさいなまれており、県内に暮らす約200人のミャンマーの人々をも恐怖と不安に陥れています。我が国はミャンマーにとって最大の援助国であり、軍事クーデターは民主化への努力と期待をふみにじるものであります。ミャンマーが民主国家へのプロセスを逆戻りすることがないように、辰野町議会から日本政府へより積極的で有効な行動の履行を提言するよう請願するものです。審査における主な意見として、特に反対意見はありませんでした。採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決しました。よって、本定例会に意見書を提出いたします。以上陳情1件、請願1件に対する委員会の審査結果を報告いたしました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第1号、森友改ざん問題、国会で真相究明をについて質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。先に反対者の発言を許可いたします。

○吉澤（1番）

陳情不採択の委員長報告に対し、陳情採択すべきとの立場から意見を述べます。森友学園は事件は2016年に国が森友学園に、国有地を約8億円も不当に値引きして売却した問題です。そこに建つ予定だった小学校は安倍晋三記念小学校という名称になる予定で、安倍昭恵夫人が名誉校長を務めておられました。不当な値引きに安倍首相らの関与が疑われ、国会で質疑があり安倍首相が「私や妻が関与していたなら総理大臣も国会議員もやめる」との答弁をきっかけに、財務省で大規模な公文書の改ざん、また佐川局長らの国会での偽証が続いたわけです。こうした中で公文書の改ざんを命じられた財務省職員が自死し、妻が真相究明を求めて国を訴えましたが、国は訴えを認める形で真相究明に蓋をかぶせました。夫は国に2度殺されたという原告の妻の方の言葉は、同じ公務員であった私の胸にも重く響きます。このように森友事件は権力者のお友達への税金を使った優遇、公文書の書き換え、破棄、偽証という今日につながる政治腐敗の象徴的な事件だと思います。にもかかわらず陳情にあるようになぜ大幅な値引きがされたのか、安倍首相発言の後に書き換えが始まったのはなぜか、誰が書き換えを指示したのかなどの真相が明らかになっていません。私たちは今、政府が国民へ情報を隠したり、うその情報を流すことが権力者の暴走を許すことになるという恐ろしい現実をウクライナで見えています。森友学園の公文書改ざんや偽装などは国民の代表である国会の場で行われたことです。よって真相究明のために国会がその責任を果たすべき責任が重いと思います。なおこの陳情については上伊那の他の議会でも採択している自治体があります。よって陳情の採択を求めるものです。以上です。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議長

討論を終結いたします。これより、陳情第1号、森友改ざん問題、国会で真相究明を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方ご起

立願います。

(起立 3名)

○議長

よろしいですか。起立少数です。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決しました。次に請願第2号、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより請願第2号、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって請願第2号は、委員長報告のとおり決しました。日程第13、追加提出議案の審議について、議案第27号、令和3年8月12日～8月15日発生8月豪雨災害復旧事業渡戸地区工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第27号、令和3年8月12日～8月15日発生8月豪雨災害復旧事業渡戸地区工事請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和4年2月21日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は令和3年8月12日から8月15日発生8月豪雨災害復旧事業渡戸地区工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は5,390万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字樋口1787番地、松田建設株式会社でございます。なお一般競争入札の応札者は2社でありまし

た。以上、提案理由を申し上げました。工事内容につきましては産業振興課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○産業振興課長

ここから工事内容を申し上げます。工事場所につきましては、川島区飯沼沢地区内でございます。内容につきましては、横川川下流の渡戸地区内への用水を取水する頭首工災害復旧工事でございます。施工工法でございますが、護床工カーテンプロック 62 個、元付コンクリート工左岸・右岸合わせまして 31.1 メートル、護岸工コンクリートブロック積み 46 平方メートル、根継工左岸・右岸合わせまして 18.4 メートル、水路工現場打ち水路工 14.1 メートルであります。工期は令和 4 年 3 月 31 日です。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 27 号、令和 3 年 8 月 12 日～8 月 15 日発生 8 月豪雨災害復旧事業渡戸地区工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 27 号は原案のとおり可決されました。日程第 14、議員提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに発議第 1 号、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 1 号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第 1 号、ミャンマーにおける軍事クーデター

一を非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出についてを採決いたします。この評決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 13名)

○議長

起立多数です。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に発議第2号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

ここで提出者であります池田睦雄議員より趣旨説明を求めます。

○池田(7番)

それでは発議第2号、総務産業常任委員会発議に係るロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について、趣旨説明を述べます。ロシアの行動は武力の行使を禁ずる国際法違反であるとともに、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章に反する行為であり断じて容認できない。辰野町議会はウクライナへのロシア軍による侵攻・侵略を強く非難するとともにロシアに対し即時に軍事行動を停止し、無条件で軍隊を撤退させるよう強く求める。以上、総務産業常任委員会全員一致で委員会において提案することに決しました。全議員の賛同をいただき、原案を可決いただきますようお願いし提案理由といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議についてを採決いたします。この評決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13名)

○議長

起立多数です。よって発議第2号は可決されました。日程第15、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第16、議員派遣についてを議題と致します。お諮り致します。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布しましたとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。東日本大震災から11年を経過しましたが、改めて犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表します。また昨晚も東北地方で震度6強の地震があり、道路や交通機関、電気、水道などライフラインにも被害が発生し、亡くなられた方や怪我をされた方も複数出ているということで、多くの方が不安な夜を過ごされたことと思います。今回の地震で被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることを祈念いたします。さて2月28日に開会いたしました、第2回辰野町議会定例会にご提案申し上げました、追加を含む27議案すべてを、原案どおり可決いただき感謝申し上げます。一般質問では人口対策や農業振興、保健事業、新型コロナ関連対策、環境問題、防災教育行政など幅広い分野にわたりご質問、ご意見をいただきました。ご提案をいただいた議員各位に心から感謝申し上げます。また今議会では第6次総合計画2年目の予算となる、令和4年度の各会計当初予算について、コロナを乗り越え未来へつなぐ未来創造型予

算としてご説明申し上げご審議いただきました。7日に経団連が政府に対し新型コロナウイルスとの共生に向けた議論を急ぐべきとして、出口戦力に舵をきるよう求めたところであります。まだまだ収束の目途が立っておりませんが、昨日の会見で岸田首相は18都道府県のまん延防止措置解除の方針を表明するとともに、当面は平時への移行期間と位置づけ最大限の警戒をしつつ、可能な限り日常の生活を取り戻す期間とする考えを示しました。コロナ禍にウクライナ情勢の悪化で懸念される経済や暮らしへの影響なども加わり、昨年以上に厳しい状況ではありますが、議員各位や町民の皆様の英知をお借りしながら、職員と全力で各事業に遂行してまいり所存ですのでお力添えをお願いいたします。議員各位のますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、3月定例会閉会にあたりましての挨拶と致します。どうもありがとうございました。

○議長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして2月28日に開会しました、令和4年第2回辰野町議会定例会を閉会と致します。18日間の長丁場大変ご苦労様でした。ここで、この3月末をもって定年退職されます、西原功生涯学習課長、中村京子会計管理者により挨拶をしたい旨の申し出がありました。これを許可いたします。西原課長。

○生涯学習課長（西原）

貴重な時間を割いていただきまして恐縮しております。私は奉職して以来42年間、理事者、先輩、同僚の皆さんの支えと町民の皆さんのご理解ご協力により、本日まで来ることができました。さらにこの5年間は議員の皆さんに大変お世話になりました。ここですべての皆さんに感謝を申し上げます。ありがとうございました。4月からは立場を変えて、そしていつまでもですね健康でプラス思考を忘れずに、令和の改元イベントのように、手をつなぎぬくもりを感じながら一つの輪になって万歳ができるようなイベントには、必ず一員として参加できるような気持でやっていきたいと思っております。結びに辰野町並びに辰野町議会の発展を祈念しまして「辰野町並びに辰野町議会万歳」ありがとうございました。

（議場 拍手）

○会計管理者（中村）

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。退職にあたりまして一言お礼を申し上げます。私は昭和61年に奉職いたしましてから36年間、色々な職場で働

かせていただきました。住民の皆様と向き合いたくさんのことを学ばせていただきました。とりわけ3年前議会に初めて出席しこの席に着いた時の緊張感を思い出しております。議員の皆様はじめ私の力以上の仕事をさせていただきましたのも、ひとえに議員の皆様はじめ多くの諸先輩方、職員の皆様の支えがあったことと感謝申し上げます。今後の皆様のご健勝とご活躍、辰野町議会の益々のご繁栄を祈念申し上げお礼の挨拶といたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議長

ただいま2名の方からご挨拶いただきました。西原生涯学習課長、中村会計管理者に対しましては本当に議会からも感謝と御礼の言葉を申し上げたいと思います。西原課長は非常に誠実な人柄で私は非常に信頼ができる男だと思い、いろいろな形で相談もさせていただいたことがあります。本当に辰野町役場にはなくてはならない課長であったと思います。それから中村京子会計管理者はこの役場におきまして、数少ない課長職の女性管理者として、細かい気配りやそして正確な仕事ぶりでいつも私感じ入っておりました。この二人非常に辰野の役場の中である部門の中心を担っていただいたわけですけれども、人生100年時代でございます。これからまた先ほど西原課長の言葉にもございましたように、立場を変えて更なるこの役場行政にですぬ力を貸していただき、なおかつ健康に留意してですぬ今後頑張っていただけることを祈念申し上げます。重ねて議会より御礼とねぎらいの言葉を申し上げます。本当にありがとうございました。再度拍手をお願いしたいと思います。

(議場 拍手)

○議長

ありがとうございました。以上です。

10. 閉会の時期

3月17日 午後4時21分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係専門員 有賀智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 2 番

署名議員 3 番